



令和4年度以降の成人式について

亀山市は、令和4年度以降の成人式について、これまで通り20歳を対象とし、式典の名称を「亀山市二十歳の集い」と改めて実施します。

令和4年4月1日に、成年年齢を20歳から18歳に引下げる改正民法が施行されますが、成人式の対象年齢を20歳とした理由につきましては、成年になる18歳で成人式を実施する場合、進学や就職など進路選択の大切な時期と重なることから、教育的配慮が必要となるためです。

また、内閣府が実施した「成年年齢の引き下げに関する世論調査」の結果を踏まえ、20歳での式典開催を望む意見が70%を超えていることから、対象年齢を20歳としました。

令和4年度以降の成人式の方針については、市ホームページや広報誌を通じて市民の皆様にご周知してまいります。